

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

町長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長（平野公三君） 小松議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

3月10日の佐々木慶一議員の一般質問において、那須環境整備課長が失礼な態度かつ不適切な答弁があったことに対して、私から本人に厳重注意を行うとともに、管理監督者として佐々木慶一議員並びに議会に対して深くおわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

今後においては、一般質問に関わらず、議員の質問に対して、町民の安心・安全等の視点を大切にし、法令等を遵守した回答とするよう幹部職員に周知徹底してまいりますので、よろしく御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいま町長からの発言がありました。私議長から一言申し上げます。議員各位に当たりまして、またこの議場にいる全員の方々に、場内における発言につきましては、その品位保持と相互尊重が重要であります。今後の審議においても、発言の品位の保持と相互尊重の心を留め、対応していただくようお願い申し上げます。

○

日程第1 報告第4号 「大槌町国土強靱化地域計画」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第4号「大槌町国土強靱化地域計画」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第4号「大槌町国土強靱化地域計画」の策定について御報告いたします。

初めに、本編に訂正箇所が2か所ございます。議員の皆様には正誤表をお渡ししておりますが、確認のため御説明申し上げます。

本編冊子51ページをお開きください。

リスクシナリオ6-2、上下水道の長期間にわたる供給停止の総合計画施策欄、第4章第3節快適な住環境の実現の項目で、脆弱性評価結果の欄のところがございますけれども黒丸5つ目のところの大槌汚泥再生処理センターと記載ありますが、正しくは釜

石・大槌汚泥再生処理センターとなります。

2か所目は、59ページでございます。

8-1、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態の総合計画施策欄、第4章第3節快適な住環境の実現の項目で、同様の訂正をお願いいたします。

それでは、これより国土強靱化地域計画の内容の御説明をさせていただきます。説明につきましては、概要版のほうで説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。A3の概要版をよろしく願いいたします。

初めに、国土強靱化の定義であります。国土強靱化とは、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくりや産業の政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国・地域づくりを推進するものでございます。

2、国の基本目標であります。国は、国土強靱化に当たり、人命の保護、国及び社会機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興の4つを目標としております。

3つ目といたしまして、国土強靱化を進めるメリットでございます。強靱化を推し進めることで、被害の縮小、施策のスムーズな進捗、地域の成長の3つのメリットが期待できるとしております。

4、大槌町国土強靱化地域計画の背景及び、隣の右欄になりますけれども、5番の地域計画の位置づけになります。大槌町国土強靱化地域計画の策定は、平成25年12月交付、施行の国土強靱化基本法第13条に基づく第1期計画として、第9次大槌町総合計画前期基本計画と調和を図りながら策定したものです。なお、令和6年度からは第9次大槌町総合計画後期基本計画と一体に策定するものといたします。

6、大槌町国土強靱化地域計画の目標であります。基本目標として、国の基本計画にのっとり、人命の保護、機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興としました。また、基本目標を達成するための個別目標として、8つの目標を設定しております。

7、想定される自然災害であります。当町及び周辺市町村の災害史等を参考に、発生し得る災害として地震、津波、風水害・土砂災害、林野火災、雪による害を設定しております。これらの災害により、目標の達成が阻害される場面を想定したものが27のリスクシナリオとなります。本計画は、27のリスクシナリオの観点から脆弱性の評価を行い、71の対応策を策定しました。なお、対応策は総合計画実施計画により事業を実施するものでございます。

裏面を御覧願います。

裏面には、大槌町国土強靱化地域計画の策定の流れ及び概要となります。ここまで説明いたしました計画の目標、想定される自然災害、リスクシナリオ、対応策等を一覧で記載しております。本編の13ページから70ページに脆弱性評価及びその対応策を詳細に記載しております。なお、右下に記載しているとおり、本計画はP D C Aサイクルで進捗管理を図ることになります。また、今後の施策の進捗状況やニーズの変化などにより、必要に応じ見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ちょっと確認させていただきたいんですが、この国土強靱化の地域計画、これは本当に全くどんな大規模災害が出ても、発生しても機能不全に陥らないようにということで、強靱な地域をつくり上げるそのプランだと思うんですが、この立派なプランをつくっても、これに魂を入れるのは一人一人の町民だと思っていますので、この町民の皆様に御理解いただくためにどのような周知方法を取られているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 本計画の内容につきましては、地域に入って説明等は行っておりませんが、策定に当たってはパブリックコメント等を利用して意見等をいただいております。なお、今後も地域に入って、地域の方々と何か会議等あった際には、こういった国土強靱化に資する案件等あった場合には、その都度説明等させていただければというふうに考えております。やはり地域ごとにいろいろ課題等が多分出てきたりということがあって、会議等の際に意見等あると思います。そういった中で地域の方々に説明等申し上げ、意見等いただきながら進めてまいればというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 災害が頻繁に起こっているわけですので、こまめな情報提供、それはぜひ引き続きお願いしたいと思います。

それで、根本的なことですが、ちょっと自然災害と関わりますので、私たちその自然からたくさんの方々恵みを受けているわけです。森林の広域的機能で、森林にはその土砂の流出防止機能というすばらしい働きがあります。どうしてその洪水とか土砂災害が発生するのか、これ教育現場でも様々なことから子供たちに学ばせていく必要がある

と思うんですが、教育長さんのこの件についてのコメントをいただければ幸いです。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） ただいま御質問があったことについてお答えいたします。

学校教育ということを考えてまいりますと、やはり自分で自分の命を守る、そして場合によっては周りの人たちの命を守ると、そういうことで考えております。したがって、この強靱化について関わらせて考えていきますと、今後については学校教育と並びにそして地域との関わりを持ちながら、この辺を重点化して進めてまいりたいと、そう思っているところでございます。

○議長（小松則明君） 今の回答でよろしいですか。教育長、例えば山の木と洪水についてという話も、それについてもお話ししていただければと思っております。

○教育長（沼田義孝君） はい、それでは、山等についても、今後学校としても自然を守ると、そういうことも考えておりますので、場合によってはその山に木を植えるとか、そういうことも考えていかなければならないかなと、そう思います。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 私、その教育長さんがおっしゃるように、山に木を植えて立派な森を育てて、それも大切ですが、現状の中で日々起こっているこの災害を、何でそれが起こるのか、その根本的なこと、それを森林の公益的機能の場で、要するに教科書で教えるのではなくて、教科書を持って現状、現在の大槌町のその自然環境で流出土砂の防止対策を教えるような、そういう施策を取っていただければありがたいです。

以上です。終わります。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この強靱化について一通り目を通して、すごく立派なことをつくってきたんだなと思って感心しております。その中においても、先ほど議長が言いましたけれども、私もどちらかといえば興奮するほうで、行政の皆様には本当に、どなるわけじゃないけれども、声高くなりますので、その辺は御容赦ください。

それについて、強靱化については3点ほどお聞きしたいことがあります。まず、1つはこの中でインフラについて述べて、ライフラインについて述べているところがありますけれども、例えばあの震災のときとか、一番大事なものは道路が寸断されるのはありますけれども、緊急自動車の対応について、消防自動車とか救急車、また個人個人の、寒いときがこういう災害多いので、灯油の備蓄とか、これについてどのように取り組ん

でいるのか、取り組もうとしているのか、まずお聞きしたい、まずそれ1点。

それと、今白澤さんのほうの話出ていましたけれども、国有林について、大槌町の山林はほとんどが国有林が多い。だけれども、国有林については、いつも私が述べますように、いかんせんブナの原生林がなくなって、杉とかカラマツを植樹しているのが現実だと。それを見れば、鹿の害によってかなり杉林が食い荒らされているというのが見受けられます。これについて、国有林に対しては行政しか要請ができない、個人個人が、それは団体ならばできると思いますけれども、行政が一番手っ取り早いと思いますので、この件について行政はどのように捉えて要請をしようとするのかしないのか、その辺についてもう1点。（「2点までで、すみません」の声あり）

ちょっと待ってください、あとは町有林の管理について……。

○議長（小松則明君） 金崎議員、2点までということで、1回につきということで、よろしくをお願いします。

○11番（金崎悟朗君） ちょっと議長、これ2点だけれども、その今のこの国有林の話したんですけれども、その中には大槌で持っている山がある。新山についてはいろいろ植林したり整備はしてきたところがありますけれども、それについては私も行ったり、町民がいろいろ参加してやったんです。これは自他ともに認めるところでございますけれども、その中で、この震災になったとき、町有林の管理のことが取り沙汰されました。あちこちに伐期状態の杉林がある、この杉林についても、まあ金がかかるから買ったほうが安いというので、そういう方策取ったわけですけれども、その杉林については、やはり大水が出るのは国有林か町有林か個人の山から、その植物の種類によってさ、やっぱりこの土を肥やすような体系取っていかないと大水が出ると。だから、この強靱化についても、対策として例えば治山ダムとかなんかはありますけれども、一番肝心なのは元を絶たなければならないという意味では、保水力を深めるということでも大事になってくると思いますので、町有林を、まあ道路造るのには金かかるかも分かりませんが、このままにしておいていいのかどうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） まず、この国土強靱化地域計画の中で、要はその有事の際のライフラインのまず確保の関係について等でございますけれども、本編のほうの8ページのほうに目標等が、8ページから9ページにかけて目標が記載されております。その中で、人命の保護であったり、救助救急医療活動であったりだとか、行政機能の確

保であったりだとかという目標を掲げております。この目標につきましては、事前に備えるべき目標として、起きてはならない最悪の事態ということで目標を掲げております。そういった中で、必要な施策を今後展開していくための目標ということになりますので、もしこの計画の中に不足している部分等があるならば、今後随時追加していったって補っていくというような形を取っていききたいというふうを考えております。ライフラインの確保であったりだとか、その緊急自動車、それからその備蓄の関係につきましては、やはりその基本的な事項でございますので、それにつきましては実施計画等を策定する上で計画的に見直し等を図って進めていければというふうを考えております。

また、国有林であったりその町有林であったり、そういった管理の観点につきましても、今後必要な施策等は担当課のほうと調整しながら進めていければというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） すごく前向きな答弁で、非常にありがたいですけれども、いずれにしても震災のときは、各事業者の方々が消防自動車とかね、火災のときもそうですけれども、そういう人たちが自分たちのところから出させて動かして、それは私も知っています。だから、恐らくそういう方法を取って、この二つに割れた町、さらには吉里吉里とか、ある箇所にはいろいろな場所によって、地域によって指定して、そういう補助的役割を果たすその、例えば簡易タンクみたいなものを作るとかね、そういうので業者をお願いして補助を出して、例えばそういう設備を常にとっておいて、そこを何かのときは使うような方法を取っていったらいいんじゃないかなと思って、今質問しました。だから、その本当の具体的に組み込んでいくときは、ぜひその辺も考えていただきたい。

あとは、やはり私はこの大槌町でこうやって何年もやってきているからだけれども、条例本当はつくるべきだと思うんだけどね、このあまりにも国有林が大槌は多過ぎるから、だからあちらは営林署管轄とすればね、育ちやすい木を植えるから、杉とかまぐさカラマツ植えるんだけどね、本当は自然を確保するためには、自然のままのそのブナとかナラとかそういう広葉樹林帯を本当は維持してもらいたい。今金澤方面でそういうきちんとした林になっているのは、安瀬ノ沢の一沢しかない。それもナラ山のほうが、西側のほうの山がほとんどカラマツになった。ただ、お日様の当たるほうが、ほとんどそういうナラとかいろいろな木が、広葉樹林帯があります。そういうのは、牧野の山になっているけれどもね、そういうのは決してみだりに金がなくなったから切らせるとか、

そういうことではなく、町民のため、全てはそういうことを考えながらやっていただきたいと、そして要請もしていただきたい。

あとは、その杉林が町有林が多いから、これについてもやはり臼澤議員の話じゃないけれども、勉強させながら地球温暖化というのが地球的規模になっているのであるから、この辺にもついてきちんと、いつまでも切らないでおくよりはさっさと切って、金はかかっても自然を守る方向に持って行っていただきたい、そう思いますけれども、それについてもう一度。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） まず、全般的にちょっとお答えいたします。

国有林に関しましては、森林管理事務所、昔の営林署でございますけれども、折合の例の件も含めまして、私どもからも再三お願いして、ようやく工事が始まった段階でございます。新山それから町内の国有林に関しましては、関係者、利用組合であったりだとか、いろいろな、金崎議員もお詳しいので、そういった方々からの御意見等も踏まえた上で、これから国のほうにはきちんと調整していきたいなど、要望とかしてまいりたいなというふうに考えてございます。

町有林に関しましても同様でございます。先ほど来の臼澤議員の御質問、それから金崎議員の御質問等もございました治水力の問題もございませう、保水力の問題もございませうので、そういった観点も踏まえて、適切にこれから管理をして、今も管理しておりますけれども、今以上に管理してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号を終わります。

○

日程第2 報告第5号 「大槌町障がい福祉プラン（実施計画）」の策定に係る報告  
について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第5号「大槌町障がい福祉プラン（実施計画）」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） 報告第5号「大槌町障がい福祉プラン（実施計画）」の策定に係る報告について御説明申し上げます。

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福

祉法の規定により、「全ての国民が、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの」を実現するため、地域に必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業及び障害児の通所・相談支援事業等の各種サービスが計画的に提供できるよう、確保の方策や計画の推進体制を定めるものであります。

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年であります。

計画の内容につきましては、お手元の計画書の1ページを御覧願います。

計画の体系と各章の概要であります。本計画は、第1章から第8章まで8つの章で構成されており、第1章として本計画の策定に関する基本的な考え方を示しております。根拠法令はもとより大槌町の上位計画や福祉関連計画との関連性について示しております。

また、現状の整理といたしまして、障害者手帳所持者数の推移をまとめました第2章から、支援サービスや生活の状況等を設問として調査を行いましたアンケート結果の第3章、現計画におきます利用実績から解かれる利用ニーズの動向をまとめた第4章と3つの章でまとめられております。障害者手帳所持者数の経年的な推移からは、身体障害者は減少にあるものの、精神障害者は増加の傾向にあり、併せて生活等に必要とされるサービスの種類が変化してきていることが見えてきました。

これらの実態を基に、第5章におきましては計画における目標を定めておりますが、年度ごとの数値、指標を取り入れるなど、取組に関しまして具体的な到達点を定めております。また、それらの取組の中でも、特に大槌町や地域における喫緊の課題であるグループホームの設置に向けた支援策や、医的ケア児に対します相談支援体制の強化などといった重点施策事項について、第6章に抽出して記載してございます。

本計画に関わらず、障害者施策の全般について、今後のあるべき姿、展開についての取組を第7章に、本計画を進めるための連携協力支援体制や取組そのものを評価する体制についてを第8章に定め、計画の発展と推進体制について記載しております。

以上、大槌町障がい福祉プラン（実施計画）の策定について御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 1点だけ質問させていただきます。

今障害者の施設。当町では、まだ新型コロナウイルスの感染症が発生していないという状況ですが、他の自治体の中には施設の中でクラスター等が発生するという事例もあります。そういった中で、この障害者のところで、受け入れているところでクラスター



等発生した場合の、例えば障害者のサポートをどのように当町では考えているのか。よく考えられるのは、閉鎖ということがあると思うんですが、そうした場合に障害者の方が利用できなくなったりした場合に、どのようにサポート体制が構築されている、準備されているのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） ありがとうございます。やはり、感染症でありますので、その施設内にとどまるというのは大前提としてあり得ない話であります。だからといいまして、それを例えば家庭に戻るだったり、そのサービスが止まるというのは、やはりその他保護者も含めましたサービス利用者もさることながら、かなりそれというのは負担が大きくなるのが想定されます。

このようなことから、障害を持っている方の支援というものに関しまして、大槌町においては釜石市と、あとは釜石・大槌の障害福祉サービスを提供している事業者さんで構成されます障害者自立支援協議会のほうで、サービス構築部会等で、そのコロナ感染した場合の相互支援体制に対して常にディスカッションをしているところであります。

また、具体的な方法といたしましては、宮古のほうに障害福祉施設等サービスを行っている事業所もございまして、そちらのほうでも若干の入所枠がありますので、シェアタ的な意味合いとしての一時保護ということも対応可能かなというふうに見込んでおります。

いずれにしても、実際に感染者が発生した場合に、慌てることなく確実にそれらの対処を図っていくような形で、関係機関と引き続き連携を図っていきなと、このように思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号を終わります。

○

日程第3 報告第6号 「大槌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第6号「大槌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 報告第6号「大槌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計

画」の策定につきまして御報告いたします。

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の福祉に関する高齢者福祉計画と、介護保険法第117条に規定する介護サービスの給付に関する介護保険事業計画を一体的に策定するものでありまして、介護施設、高齢者福祉施設を、施策を推進するために必要なサービス、負担の見込み、サービス内容や役割等を定めるものでございます。計画期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年となります。

計画の内容につきましては、大槌町老人福祉計画・介護保険事業計画〇（まる）ごトプランにより御説明いたします。

まずは、計画の基本理念について説明いたします。33ページをお開きください。

計画の基本理念につきましては、「高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現」といたします。高齢者が住み慣れた町で安心して生活していけるよう、地域住民、事業者と連携をこれまで以上に深めながら、地域包括ケアシステムの深化に努めてまいります。

続きまして、34ページをお開きください。

当計画の基本理念を実現するための施策の柱としまして、3つの基本目標を掲げております。

1つ目は、介護予防・社会参加の促進であります。2つ目は、安心して暮らすための環境の充実であります。3つ目は、介護保険サービスの充実であります。

35ページをお開きください。

基本目標の達成に向けた施策・取組についての内容となっております。

続きまして、当計画の構成について御説明いたします。当計画は、7つの章から構成される内容となっております。各章の概要につきまして、これから御説明いたします。

まず、第1章、計画策定の趣旨についてでございます。ページにつきましては1ページから5ページ目までとなっております。

計画策定の背景といたしまして、団塊の世代が75歳を迎える2025年、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年を見据え、今後高まっていくことが予想される高齢化社会へ柔軟に対応していくことが必要であることから、介護サービス、医療、介護予防、住まいなど一体的に進めていき、自立した生活が可能となるよう地域包括ケアシステムを推進していくことを挙げております。

続きまして、第2章、高齢者を取り巻く現状についてでございます。ページにつま

しては6ページから32ページまでとなっております。

内容につきましては、当町の人口と高齢者の割合の推移を記載しているほか、要支援・要介護者の認定者数の状況について御説明してございます。過去5年間の推移から、当町の高齢化が徐々に進行していることを示しておりまして、それに伴う介護給付の推移のほうを明記しております。また、令和元年度に実施いたしました介護予防・日常生活圏ニーズ調査、在宅介護実態調査につきまして、結果を抜粋して記載しております。また、令和2年10月に実施いたしました介護保険サービス提供事業者調査の結果につきましても、説明した内容となっております。それから、2025年、2040年の将来的な高齢者数、要支援者・要介護者数の予測と、それに伴う認定率がどのように推移するかを推計しております。この内容が、今後の介護保険サービス利用料を見込む基礎となるものであります。

続きまして、第3章、計画の基本的な考え方についてでございます。ページは33ページから36ページでございます。

この章につきましては、冒頭で説明いたしました計画の基本理念とその達成に向けた基本目標、施策の内容になってございます。

続きまして、第4章、介護予防と社会参加の推進です。ページにつきましては37ページから46ページでございます。

高齢者の方々が、活動的に生きがいを持ちながら生活する、就労、スポーツ、文化、地域活動を通じまして介護予防、健康寿命の延伸のために取り組む内容でございます。また、各種事業の第7期計画期間中の実績と、第8期期間中の見込みのほうを明記し、具体的目標を持ちながら取り組んでいくこととしております。

続きまして、第5章、安心して暮らすための環境の充実についてでございます。ページにつきましては47ページから68ページでございます。

この章では、地域の各団体や住民との連携を進め、地域共生社会の実現に向けた取組を掲げております。具体的には、地域包括センターの機能の強化、人材の確保、安心・快適な住まいの確保と居住環境の向上、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進となります。また、多様な生活支援の展開といたしまして、生活支援コーディネーターの配置、生活支援体制整備の充実を掲げまして、高齢者の社会参加につなげていく内容となっております。その他、近年の災害や感染症などの対策を推進していくことも明記しております。

続きまして、第6章、介護保険サービスの充実についてでございます。ページは69ページから94ページまででございます。

この章では、第8期中の計画期間中の介護サービスの供給量の推移を行いまして、介護保険料を算定する内容となっております。第7期計画期間中の総給付額は43億7,000万円と見込んでおりましたが、第8期の計画期間中におきましては44億6,800万円と2.2%増加すると見込まれております。この給付額を基に、第1号被保険者の保険料を算定しますと、保険料基準額は月額6,200円となります。この段階ごとの保険料につきましては、計画の94ページですね、こちらのほうを御覧ください。保険料の増加の要因といたしまして、介護認定者の増加による給付の増、介護報酬の改定、地域支援事業の充実によるものでございます。また、制度のよりよい運用について明記してございます。

続きまして、第7章、計画の推進でございます。ページにつきましては95ページです。

この章では、計画の推進体制、進行管理についての内容となっております。適正に計画を推進していくための具体的な方策についての記載となっております。

以上、大槌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ちょっとお尋ねします。93ページにありますけれども、介護給付準備基金という項目がありますが、この現状はどのようなものかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 正確な数字はあれですけれども、1億7,000万円ほど基金のほうがございます、こちらの分を第8期の中で9,680万円ほど充当するということが予定しております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号を終わります。

○

日程第4 報告第7号 「大槌町都市計画マスタープラン改訂版」の策定に係る報告  
について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第7号「大槌町都市計画マスタープラン改訂版」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。  
○復興推進課長（中野智洋君） 報告第7号「大槌町都市計画マスタープラン改訂版」の策定に係る報告について御説明申し上げます。

まず、最初に2～3ページの1、基本的な事項の改定の考え方といたしましては、計画の大枠はそのまま継承し、現在の状況とそごのある箇所を対象とした時点修正を行っております。

6ページの2-1からは、大槌町の現況について記載をしております。

次に、8ページの2-2では、復興事業の実施を念頭に置いた現行の内容から、今後の持続可能なまちづくりを見据えた課題へシフトし、14ページになりますけれども、4-2、将来都市構造を実現するための主要な取組とリンクするように整理をしているところであります。

戻りまして、10ページになりますが、3のまちづくりの目標を「魅力ある人を育て新しい価値を創造し続けるまち大槌」とし、5つのテーマにより構成しております。

次に、12ページの4-1、将来都市構造では、現行の計画は都市構造を規定する主要な取組の概要を示し、次に実現する新たな都市構造の内容を示す構成から、今後は目標とする都市構造を示し、次に実現するために実施する主要な取組を記載した上で、主要な取組については現行計画の内容と復興事業完了後の新たな課題に対応した内容に合わせて再構成を行っております。

18ページでは、5-1、土地利用の方針、現状と課題、基本的な考え方を示しながら、1として住居系用地、2商業業務系用地、3産業系用地、4土地利用検討用地、5農地、6森林・山地に分類し、土地利用の方針としております。

22ページ、5-2-1、道路・交通施設の整備の方針では、現行計画の策定後に完成した三陸沿岸道路等の幹線道路の整備を受け、生活道路の普及が進んでいることや、鉄路の復旧、バスルート、ダイヤの改正を受け利便性が向上しているなど、中心的生活圏の一体性を向上する旨の記載は維持し、持続可能な交通網の形成や道路網の維持管理などの視点については継承しているところであります。

24ページ、5-2-2、公園・緑地の整備の方針では、現行計画においては復興事業における街区公園の整備についての記載が中心となっており、計画策定後にこうした公園が着実に整備されていることを受け、公園の維持管理や有効活用に関する内容へとシフトしております。

26ページでは、その他の都市施設の整備の方針、29ページには防災施設等の整備の方針について、同様に掲載しております。

31ページからは、5-3-2、景観形成の方針、これは景観形成ガイドラインの基本方針に沿った内容へと再構成を行い、33ページ、5-3-3、住宅・住環境形成の方針では、自然環境の保全に替えて、新たに住宅・住環境形成の方針を記述しております。

36ページ、6、地域別構想では、都市計画区域内を8つの地域に分け、各地域のまちづくりの方針を定めております。

37ページでは、町方地域について、地域の概要、地域の将来像、主要な取組の考え方により構成しており、それぞれの地域の特徴について記載しております。38ページでは、桜木町・花輪田・白澤地域について同様の構成にて記載しており、39ページでは小枕・伸松地区について、40ページでは沢山・大ケロ・柁内地域、41ページでは安渡地域、42ページは赤浜地域、43ページでは吉里吉里地域、44ページは浪板地域について、それぞれ記載をしております。

46ページからは、7、実現化の方策について、推進体制、推進方策、計画の進捗管理と見直しについて記載しております。

以上、大槌町都市計画マスタープランの改訂について報告を終わります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 2点ほど質問させていただきます。

2月12日に全協でもちょっとお尋ねしたんですが、昨日で10年目を迎えたわけですが、ハード整備が終了して、町なかを取り巻く環境はもう以前と全く激変しております。震災直後に、まちづくりに関する様々なワークショップが役場で開催された中で、平成26年度ですか、デザイン会議が設置されて、町内7地区の公共空間や、その町だけのデザインを策定するという、そういうワークショップがありまして、その中で、そういうことを引き継いだプランだということをお話を受けました。

それで、実は公共空間をデザインするというのは、本当に半年や1年、2年では本当に厳しいというその意見を述べました。しかし、これから検討する、検討するということでしたが、どんどん移っています。公共空間というのは、その自分の自宅からドアを開けたらすぐ、一歩出ればみんな全てが公共空間になってしまうと思います。どんどんそのフェーズによって計画が定めていくというのは、それはもう私も賛成です。そのために、町民からいろいろな意見を求めたはずですが、その意見をぜひこの尊重して、こ

ういう計画に反映させるようにすべきだと思うんです。役所が計画をつくってどんどんやるんじゃなくて、そのために町民の人たちから貴重な意見を求めているわけですので、ぜひそこについてもきっちりと、単なるその聞くだけじゃなくて、その魂を入れるためにも町民の意見を尊重していただければと思っていますので、コメントをお願いします。

○議長（小松則明君） 白澤議員、次の質問から端的に短く、ついてから言ってください。私聞いているうちに、何かなという、ちょっと疑問符を受けましたので。担当課は、今このについて分かりましたか。はい。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回の都市計画マスタープランについては、改訂版ということになっていますけれども、前回の議会全員協議会でも説明させていただきましたが、当初の都市計画マスタープランの策定に当たっては、デザイン会議の内容を踏襲した形、それを模した形で策定しております。

それで、そのときの住民の方の貴重な意見については、それらを反映したものとして踏襲していますので、今回はあくまでも考え方についての改訂版ということになっていましたので、そういった内容で整理させていただいております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、私も分かりやすいように御質問させていただきます。

ぜひ、いろんなアドバイスとかワークショップの中で検討する、検討するといったら、その検討しなかった理由も説明しながら、よりよいマスタープランにしてほしいと思っています。

それから、この総合計画の中ですね、第9次大槌町総合計画の中で、空間環境に関する施策を効率的、効果的に実践していくという記載が載っています。環境に配慮したプランになっておりますが、施設を造るために貴重なその自然環境にダメージを与えないような、大槌町の貴重な自然環境にダメージを与えないような色彩とか建物をこれからも検討していただければと思っていますが、コメントがあれば。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 建物等の色とかそういったことについても、先ほど説明したとおりなんですけれども、基本的には地区計画を定めているところについては、そのところで出てきた申請を精査して、建築される方のほうに指導していくといった形になっているということでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ちょっと1点だけ。例えば、その町に合った色彩というのは決められていると思うんですけども、それ以外に、例えばこういう建物のカラーにしたという、そういう相談があった場合は、根本的にはその建て主の要望を十分尊重するわけでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 建物の色の関係でございますけれども、基本的には岩手県のほうで定めているものを準じているといったことになっております。それを、色彩ですね、その明度とかそういったものが超える場合、そういったところについては個別に審査をさせていただいています。極端に景観の保護に配慮ができないような、極度なその原色ですね、そういったものを使用するということについては、なかなか難しいところはありますけれども、基本的には個別審査でもって対応していると、そういった状況でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 地域別構想の沢山・大ケロ・柁内地域のところでは1点だけお伺いいたします。

町の新しい玄関口となる三陸沿岸道路の大槌インターや、町内を連絡する循環型の道路網の沿道に立地した商業施設や大槌学園等の拠点施設を生かしてというふうな文言がこれ記載されておりますけれども、当然そうすると、その下にも記載ありますけれども、県道大槌小国線の沿道ということで、当然きりり商店街跡地のお話になると思うんですね。これまで協議会を2回ほど開催しましたけれども、委員の方々の御意見、それから町の方々のアンケート結果とか、そういうのをいろいろ検討した結果、今後決めていくというお話がありましたけれども、そろそろこの町としても方向性というものを打ち出す必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。検討委員会2回ほど今まで開催いたしまして、菊池議員、それから澤山議員に御出席というか傍聴に来ていただきました。今後の進め方でございますが、住民の方々から利活用の案を100以上いただきました。今後につきましては、全てが可能性があるかというわけでもないという言い方がちょっとあれなんですけど、まずは整備費用や、あとはコストなどを十分に検討委員会の中で精査しながら検討していきたいなというふうに考えてございまして、まずは来月、一応ま



た3回目を開催する予定でございます。

そういった中で、まず先ほど申しました整備、ランニングコスト、それから先日までの議会でも話題になりましたが、町がどうやってその維持していくかということが今後の課題でございますので、まずはそういった複合的な観点を含めまして、今年においては、まずはどういった利用をするかという大きな課題の部分を整理した上で、こういうふうに使おうという、とりあえず大きい目標だけを決めようかなというふうに考えてございます。つきましても、やはり住民の方々それから関係団体の方々からの御意見等を踏まえまして、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 4月に第3回目の協議会があるということで、私も出席してお話をいろいろ聞いていこうと思っているんですけども、これやはり町民の方々も大変注目しておりまして、どういうものができるんだろう、あるいはそのまま放置するのかなとか、いろいろお話が出てくるんですね。なので、現在の形でそう協議していくのも一つなんですけれども、ただ、ある程度町として、例えばこれまで出ていたいろんなその、子供の遊び場であるとかそういったことを方向性としてやはり、お金を生み出すものなのか、それともお金ではなくて文教的なものとか、そういったものにするという方向性をやはり打ち出していくのは必要なかなと思っています。それで、町民全体を巻き込んだ意見交換会的なものを開催するのも一つではないかなと思いますが、これについてはいかがですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。今御提案のあった町民を巻き込んでというのは、少し検討させてください。というのは、私どもも今、こういう言い方をしではあれなんです、きらりの跡地、それから駅裏の跡地の活用も含めまして、跡地の検討を今進めてございます。多岐にわたって今ちょっと跡地案件があって、全ての案件に広く対応するというのがかなりちょっと難しいかなとは思っています。ただ、住民の方々からの御意見等は、やはりその委員会の中でオープンにして、オープンにした上で検討していきたいなというふうに考えてございますので、住民を広く交えてというのは少し検討させていただければなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号を終わります。

---

○

日程第5 議案第2号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第2号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第2号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。

大槌町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、阿部三平君及び7番、東梅 守君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。議会事務局長。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の6番、阿部三平君及び7番、東梅守君の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 投票の結果を議会事務局長から報告させます。

○事務局長(西澤勝広君) 開票結果を報告いたします。

投票総数 11票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 11票

反対 0票

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(小松則明君) 11時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

再 開 午前11時15分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

日程第6 議案第3号 大槌町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について

○議長(小松則明君) 日程第6、議案第3号大槌町男女共同参画推進委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第3号大槌町男女共同参画推進委員会設置条例の制定について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1条ですが、設置根拠の規定でございまして、附属機関としての設置となっております。

第2条が委員会の所掌事務、第3条は組織の規定であり、委員は15人以内をもって組織し、任期は2年と考えております。

第4条が委員長及び副委員長に関する規定、第5条は会議に関する規定であります。また、第6条は庶務の規定、第7条が委任規定となっております。

なお、附則ですけれども、施行期日を令和3年4月1日としております。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 改めてここでお聞きしますけれども、今現在国会のほう、オリンピックいろいろなところで、こういう男女いろんな、これは共画、男女共同参画のやつですけれども、いろんな場面がどんどん出てきたと、そこの中にあつて、女性の登用というのがすごく取り沙汰されております。今のこの設置条例について、ここに15名の委員ですとありますけれども、この中に女性が何人含まれて、この考え方としてこの条例の中にその女性の登用が例えば何%とか、そういうことを考えていかないのか、その辺についてお聞きします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） お答えいたします。まず、条例に男女比という規定までは考えてはございませんでした。ただ、一度大槌町でも平成17年度に男女共同参画プラン策定してございます。「おもいやりおおつちプラン」ということで、平成18年度から22年度までの計画のほうを策定してございました。その策定の際にも、やはり委員をお願いしているわけですが、その際にも男女比という部分をかなり意識して委員のほうを任命しております。ちなみにですが、前回策定した際の委員は、総数は20名で構成しております。かつ男性が7名、女性が13名という委員の任命をしております。当然、今回も委員の任命に当たっては、男女比の部分はかなり意識をして委員のほうを任命していきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 先日の報道の中では、オリンピックのほうは何か40%の比率でした。先日会議があつて出席した中で、ちょっと私からみれば「うん？」と思ったけれども、すごく違和感を感じるこの席上においてはという意見があつたんですよ。やはりその中には、女性の登用があまりにも少ないんじゃないかという意味なんですよ。だから、そういうふうに言われる以上は、ある程度こういうこれからの時代ですので、この設置条例についてはそういう、極端に男性が少なく女性が多かったというのも、またこれも極端ですけども、一応はある程度の目安というものは設定したほうが、町民受けに対しても、町外に対してもいいんじゃないかと思えますけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 御意見として伺いまして、その辺意識して、当然委員のほうは任命してまいりたいというふうに思っておりますので、御提言ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今金崎議員のほうからほとんど質問内容、ちょっとダブる部分もあるんですけども、大槌町男女共同参画プラン、性別に関わりなく人権が尊重され、誰もがその個性と能力を最大限に発揮し、健康で豊かに暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指して策定するものという認識で間違いないと思うんですけども、それでこの条例の第3条、今金崎議員もおっしゃってございましたけれども、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織するというふうにありますけれども、この委員の候補者、男女比率ではなくて、どういった方々がこの委員になられるのか。例えば、その他の自治体を見てみると、有識者であるとか、あるいは学識経験者であるとか、また関係機関及び団体の者というふうに明記されているんですけども、当町の場合はどのような方々がなられるのか、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） ありがとうございます。基本的に、男女共同参画というのは、これ職業云々、そういうのは一切関係なくということで、当然商工会さんであったり漁業者であったり農業者であったり自営業者であったり、はたまた教育関係機関の方であったりというように、基本的には幅広い、前回のプラン策定した際にも幅広い職種性というか、を踏まえまして、任命のほう意識して対応してございます。これは当

然、この意識を持って当然任命してまいりたいなというふうに思っております。

あと、先ほど菊池議員おっしゃったその有識者という視点というのも確かに大事だとは思いますが、ただ、それをその任命というか委嘱という形にするのか、はたまたそのアドバイザーじゃないですけれども、そういった形で有識者の方々をそういった位置づけにするかとか、その辺はちょっとこれから詰めていきたいなというふうに思っております。基本的には、全国的にということ、国会でも話題になってはいますが、全国的なんです、ただやはり大槌町らしさといいますか、大槌町ならではの風土、そういったものも当然ございます。そういったもの等々を踏まえた中で、男女共同参画プラン、大槌のプランという形で作ってまいりたいなというふうに思っておりますので、そういった委員の構成等はかなり意識した形で配置してまいりたいなと、委嘱してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。そうすると、これは町民からの公募という形は行わないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） すみません、舌足らずの説明で大変恐縮です。前回のプランの際にも、公募のほう図りまして、一般公募という形で2名の方が公募で手を挙げていただいているという状況でございますので、当然今回もそういったものも当然意識しながら実施してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 一般公募も考えておられるということで、よろしくお願ひします。それが女性の比率が上がるということにもつながると思うので、よろしくお願ひします。

それで、男女共同参画が推進されれば、それはすなわち女性の活躍促進にもつながっていくと思うんですね。私、一般質問の際にも少々触れたんですけども、そしてそれは収入にもつながっていくという、まさにこの男女共同参画の肝なところなんですけれども、ひいてはそれは出生率につながったりとか、いろいろその関係する部分が出てくると思うんですが、その辺の認識というのはいかがお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 今、何かこう言葉で男女共同参画というと、逆に言うと私自身もちょっと時代遅れというか、何か「え、今男女共同参画じゃないんですか、

今の社会は」というような認識も確かにあります。ただ、基本的に国のほうでも男女共同参画社会基本法という名称で法律のほう施行してございますので、そういった名前を使ってはございます。

今菊池議員もおっしゃったとおりで、イクメンとか、もう今言ったとおり育児とかそういうものも男性、女性関係なくと言ったら語弊ありますが、やっぱりカバーし合っという形でもう営まれているというか、そういったところも事実あるのではないのかなというふうにも思っております。なので、基本的に今議員おっしゃったとおりのこの男女共同参画という意識がもっともっと浸透していくことによって、それがひいては社会増減というか、人口の関係、当然就労の関係、様々な分野に波及していくものというふうに考えておりますので、大事な計画の位置づけなんだろうなというふうに認識しながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 何点か御質問させていただきます。

岩手県内の33の市町村の中で、この条例を制定している自治体が少ない中で、今回この条例を制定するというのは本当に私も高く評価しています。中で、委員を15名ということですけども、私はちょっと調べたんですが、盛岡は委員が12名以内、釜石は10人以内ということで、広くその意見を求めているのはいいんですが、この15名以内と設定したというその目的は何でしょうか。そして、それから、この人数の中には町、大槌町内外の委員を含めての人数なんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 1点、ちょっと私の説明が拙かったので勘違いされているのかなと思って、ちょっとそこだけあれですが、今回の設置条例というのはあくまでも推進委員会の委員の設置条例を提案させていただいております。先ほどちょっと条例が云々という話があったので、男女共同参画の何か改めた条例をつくるのかというような認識ではなくて、あくまでも計画をつくるための委員会の設置の条例の提案をさせていただいているということをまず御理解いただければということでございます。

また、15人以内としたところでございますが、やはり先ほども菊池議員のほうから質問あったとおり、やはり各分野いろんな様々な分野等々から、いろんな意見等々を吸い上げてまいりたいなというふうに考えているところでございまして、基本的に前回のときには20人以内ということで、かなり大幅な人員の委員を取ったんですが、今回はなか

なかそこまでは難しいかなということで、担当課で判断し15人以内ということで、ただ以内といっても基本15人を目標に委員の設定をしてみたいなというふうに考えての提案でございます。御理解のほうをよろしくお願いいたします。

また、町外からのという部分もございました。当然一般公募等を図った中で、もしかして町外の方から手が挙がることも考えられるのかなというふうにも思っておりますので、そこはその公募の趣旨というか、手を挙げていただいたその意欲というか、その辺も見ながら選別というか選定していくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。ちょっと私が早とちりをしてしまいまして、でも実は幅広くその多くの人たちの意見を反映させるというのであれば、例えば現在町のその委員会の委員となっている方、これをやっぱり重複しないような配慮が必要ではないのかと思っておりますので、ぜひそういうところで御配慮いただければと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第3号大槌町男女共同参画推進委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第4号 大槌町保健センター条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第4号大槌町保健センター条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） 議案第4号大槌町保健センター条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、4月1日に供用開始いたします保健センターの開設に伴い、所要の条項を定めるものでございます。

次の資料、条例案のほうを御覧願います。



第1条では保健センターを設置する目的について記載してございます。

第2条では保健センターの名称及び位置について記載してございます。

第3条では本条例で定めるもの以外については町長が別に定める旨を記載してございます。

なお、附則といたしまして、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第4号大槌町保健センター条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第5号 大槌町営運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第5号大槌町営運動施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第5号大槌町営運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましては、本年3月末を工期として現在新町及び栄町に建設しております大槌町営運動施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

次のページの条例を御覧ください。

第1条は設置の趣旨、第2条は名称及び位置を規定してございます。

第3条は指定管理者による管理を行うことができる規定の内容としております。

第4条、第5条は使用時間、休日を規定し、第6条は使用の許可、第7条は使用料、第8条は使用料の減免を規定しております。また、第9条は使用料の不還付を規定しております。

第10条は使用許可の取消し等を規定し、第11条は指定管理者の指定手続、第12条は指定管理者による管理の基準、第13条は指定管理者の業務を規定しております。

第14条につきましては、事業報告書の提出、第15条は禁止行為、第16条は損害賠償義務の規定をし、第17条は秘密保持義務、第18条は委任を規定しております。

附則として、1の施行期日は令和3年5月1日から施行するもので、ただし大槌町営多目的グラウンドにおいては令和3年6月1日から施行するものであります。また、2の経過措置は、施行日前に施設の使用許可を受けた者で施行日以降に施設を使用する者に係る使用料の額は、施行日以降の大槌町営運動施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料の額とします。

別表第1には施設の名称と位置、別表第2はそれぞれの運動施設の使用期間と使用時間を規定しております。別表第3は、各運動施設について使用区分を設け、それぞれ1時間単位の使用料を基本とし、放送設備などについては1回の使用を3時間までとして使用料を規定しています。

なお、備考の1から7までは本使用料算定に係る細則について規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 別表のところちょっと伺いますけれども、別表3の野球場、テニスコート、サッカー場、多目的グラウンド全てに、その他の催しに使用する場合という項目があるんですけれども、このその他の催しというのは何を指しているか。とりあえず私の認識では、野球場は野球をすところ、テニスコートはテニス、サッカー場はサッカー場、じゃあその他の催しというのは何を指していらっしゃるのか、この場合。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 菊池議員おっしゃっているとおり、その他のイベントで、まず本来は野球場は野球場というふうに、サッカーはサッカー場となるんですけれども、いずれほかのそのイベント系といいますか、そういったことがあるのであれば、そういったイベント系に関しても使用が、その内容によって許可できるということになります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そうなると、野外フェスであるとか、そういったものも入ってくるのかなというふうな認識でおりますが、その多目的グラウンドというのがあるわけですよ。この多目的グラウンドというのは、結局この、そういったその他の部分をやる

においてのこの多目的グラウンドということじゃないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 多目的グラウンドに関しては、様々その運動の、ある程度今まで無料で提供してはいますが、まず6月1日からはその復興のあれが終わったということで有料になるわけですが、いずれ多目的グラウンドのほうに関しても、従来通りにやっぱりスポーツを中心に、そういったことで提供していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） ちょっと質問のほうは、回答が違うと思うんですけども。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 質問した趣旨は、多目的グラウンドというのは、本来であればそういういったその他の催物をするための多目的グラウンドではないかなという意味で質問したんですね。やはり、その大変立派な芝生であるとかが整備している中で、野球場はやはり野球場であるべきだと思いますし、サッカー場、テニスコート、そうだと思うんですね。そういう中で、このその他の催物を使用する場合というふうに明記してあるので、これは果たしてどうなのかなという疑問を呈する意味で質問したわけなんですけれども、この多目的グラウンドの使用目的として、本来であればこの全ての項目にあるその他の催物に使用する場合というのは、多目的グラウンドに当てはまるんじゃないでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 失礼しました。ある意味では多目的に使用できるという意味では、先ほどスポーツと言いましたけれども、様々なイベント系にもまず使用は可能であるというふうに考えていますし、例えばその様々なスポーツイベントが重なったり、そういったところでは、例えば野球場、サッカー場も、じゃあそういった部分で野球、サッカー以外に使いたいというところでは、その他のイベントでもこちらのほうでは内容によっては使用を認めるという形では考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 条例に関してはよろしいんですけども、実際運用が始まっていったときに、全協のこの図面の資料を見たとき、例えば野球場の駐車場の隣地に、いまだなお県立大槌病院の基礎があるわけですよ。野球場自体の整備はいいんです。ただそうなっていったときに、実際運用していったときに、多くの子供たちが出入りしている場合に、非常に危険なような気がします。なので、これを、今は県の所有なのか町がど

ういうふうに、なので私一般質問のときも、支障物の撤去に関してというので少し問題提起をさせていただいたんですが、県の所有だろうが町の所有だろうが、隣地に危険なものがあるのではないかと私は考えますけれども、その今後について、こちら辺の整備というか、考え方があればお知らせください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 県立病院跡地につきましては、隣に野球場がこれから供用開始ということになる状況下でございます。あその土地につきましては、今は県のほうの管理ということでなっております。今の状況ですと、やはりその危険なところもありますので、県のほうではやはり防護柵というか、虎ロープとかそういったのを張って、入れないような安全対策は行うというふうにお話は聞いております。

あその土地につきましては、今後寺野地区のほうに移転した大槌病院を建てるときの条件というか、そういったときの協議の中で、最終的には大槌町があその土地は取得するというような方向で考えてはおりますけれども、詳細についてはまだ決まっておりません。管理につきましては、今申し上げたとおり県のほうでみだりに人が入れないような安全対策は行うということとなっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 跡地の話になっていくと問題がそれるので、そこは話しません、今ここではね。ただ、その供用をさせるに当たっての安全対策で、今答弁の中に虎ロープで入れないようにすると言ったけれども、虎ロープで入るから。子供たちの、言葉はちょっと上手に言えないけれども、習性とすれば、狭いところに入っていくんですよ。だから、大人の危険と子供の危険の視点が違うんです。行くなよと言ったところに行きたくなるんだ、これは。だから、明らかに目線的にも見えないようにしてあげるとかじゃないと、これは今県が管理するのであれば、県のほうだってあそこに子供たちが入って行って、私は何があるか分かんないですよ、外目からしかないけれども、コンクリートの基礎があるじゃないですか、病院跡地だから。今この別の市町村の定例会でも、その医療系の廃棄物の話が出ています。そうなったときに、また世間を騒がすような事故になりかねない案件が今今あるので、そこら辺は県ときちんと協議をして、子供たちの安全管理をどうやって守るかをきちっと詰めていただきたいと思いますと思いますが、見解があれば。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 今日の御意見等も踏まえて、改めて県のほうと協議をして安全対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 先ほど芳賀議員がお話あったとおり、子供たちの安全ということを考えれば早急に考えなければなりませんので、今企画財政課長が話したとおり、県と早急に話して、安全対策についてはしっかりと確保してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） すみません、ちょっとお尋ねします。入場料のことで、入場料を徴収する場合ということで右側に金額が書いてありますけれども、これは入場料としての金額なのか、あるいはこの指定管理者が別にさらに入場料を設定するのか、その辺ちょっとどうなのかなと感じましたけれども。

○議長（小松則明君） 総務課長、おねがいます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 指定管理の所管課、総務課ですので、指定管理の部分で回答させていただきます。

あの条例の規定は、指定管理もできるという規定でございまして、必ずするということではございません。指定管理者になり得る方がおられれば、指定管理もできるようにしたいということの条例規定だということをもまず御認識いただきたいのと、あと大槌町では使用料として別表に使用料のほうを規定させていただいておりますが、基本的には指定管理者にお願いして入場料的な、使用料じゃなくて入場料というか、料金を取る場合、使用料的なものを取る場合は、あくまでも条例で規定した金額が上限ということで、これ以上の金額を取るということは基本的にはできません。これが上限だということで御認識いただきます。

また、指定管理者さんの努力によっては、金額を下げるということもこれは可能だということでも御認識をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 同じこと、同じ議員からの今質問があったんだけど、私は思いつきというわけじゃないけれども、町民の皆さんも、今国に対してお金を、復興の予算を返しているのは分かっているわけね。そういう中において、例えば県の管理だから県がやるのを待つんだとか、そういうことをやっていたんでは、さっきの話じゃないけれども、何ぼ町長がそのように頑張るんだと言っても、実際は県のほうで来てから業者

であそこ撤去しないと、病院の跡地はそのままになってしまう。だから、早く言えば、虎ロブだのの話も出たけれども、やはりそこらはどんなことを言ったって人は入っていくんだ、絶対入っていくのさ。だから、それをよけるためには、これは緊急、あそこ、だんだんに貸すんだからさ、供用するんだから、一日でも早くこれはぜひとも、県がだめなら県から後から金出せと、大槌町で先に撤去するからでもいいと思うんだよ。何のための予算を国に返すか、私は分からないんですよ。こういうのこそ、やっぱり使うべきじゃないかと思いますよ。その辺についてどう思いますか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） いずれ安全管理につきましても、県のほうと協議をしながら早急に進めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） しつこいようだけでもさ、県と協議する、協議すると言っててさ、何ぼ質問しても全然進まない件もいっぱいある。あなた方はろくな答弁もしないで終わってしまう。だからしゃくに障るんだよ、こういうところで県の話出されるとさ。自分たちの町で金があるんならさ、それで撤去して、後で県に請求することだっても、町民がいろんな人が来て使うとこさそういう設備があるんだもん。津波のそういうのを片づけるための金もあるんだからさ、後から県から金取ればいいんじゃないですか。先に町のほうで撤去して、県のほうに請求書回せばいいんだよ。そういう方法取るとかさ、協議というのはそこだと思ふよ。あなた方は早くやってください、やってくださいで恐らく終わりだ。（「落ち着いて」の声あり）まずさ、そう、だから、いずれにしてもこれ緊急に対応しないと、また何だかんだと言われますよ。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 緊急性は十分に承知をしながら、私も医療局のほうには出かけて、実はこの件についてもお話しした経過がございますが、実際に野球場がスタートすることですから、私もう一度県のほうに出かけて行って、今の現状を話しながら、安全確保対策についてはしっかりと要望したり、またもしかしたら金崎議員お話あったとおり、町としてもスタンスとして早急にその対応できるように図ってまいります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第5号大槌町営運動施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いた

します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第6号 大槌町郷土財活用湧水エリアの設置及び管理に関する条例の  
制定について

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第6号大槌町郷土財活用湧水エリアの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(鎌田精造君) それでは、議案第6号大槌町郷土財活用湧水エリアの設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大槌町郷土財活用湧水エリアの設置及び管理に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

次のページの条例を御覧ください。

第1条は設置の趣旨を規定しております。

第2条は名称及び位置を規定しております。

第3条は管理について規定しております。

第4条は行為の禁止、第5条は保護への協力を規定しております。

第6条は保全活用のための組織を規定し、第7条は委任について規定しております。

附則として、この条例は令和3年8月1日から施行するものであります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番(臼澤良一君) 二、三ちょっと質問させていただきます。

この条例の制定には、私も本当に貴重な生き物を保護するということで賛成です。そこで、第2条に郷土財エリアの位置図、大槌町の須賀町地内ということがありますが、これではちょっと位置が抽象的で、私はちょっと分からないので、せっかく条例を制定するわけですので、この文言で表記するだけではなくて、やはりこのエリアをきっちり

と図に表すべきだと思います。実は、岩手県でも和山湿原で自然環境保全地域を指定しているわけですが、そこでもきちんとその位置図が示してあります。2月18日の全員協議会でも資料にイメージ図がついていますが、あの周辺にはグラウンドとか他の施設もこれから張りついてくるということですので、はっきりとした位置図で明確に図示すべきだと思いますが、お考えを伺います。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長、答えられますか。

○生涯学習課長（鎌田精造君） すみません。以前の先日行った全協資料では、そういう平面図をこちらのほうで御提供させていただきました。今回ちょっとその図面がこちらに添付されてございません。大変失礼しました。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 誰が見てもしっかり分かるような、そういう図面を作成していただきたいと思います。

それから、第6条に委員会設置するということですが、この人数は何人ほど想定しているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 今の人数に関しては、5～6名を考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 選定に当たっては、きちんと将来を含めてアドバイスをいただけるような選定していただきたいと、そのように考えます。

それから、3点目なんですけど、完成した暁には自然観察会等開催したいという団体も、もうすぐ出ています。どんどん利用価値も高まってくると、そのように思います。そこで、第3条に保全及び活用に関することがあります。保全するのは、それはもちろんですが、教育委員会が想定しているその活用方法にはどんな活用方法があるのか御紹介いただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） では、ただいまの議員についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、郷土財エリア内において、活用については次のように考えております。この郷土財エリアはすばらしい学習環境だなど、そう思っておりますし、小中学生はじめ町民が自ら学び続けるための企画を行う、そして興味をそそるイベント等を行うなど、町民が自然に親しみ、大槌町の環境を利用した学習を行ってみたい



と思ひ学び続けようとする学びの環境を整備し、いつでもどこでも自ら調査研究をできる環境を整えて、そこで学んでもらうと、そういうことを考えています。例えば、生きたまのイトヨを見たいとか、それからイトヨがどのような動きを行うのか、そして説明してくれる人をお願いしながら、その対応について行ってまいりたいと、そう考えております。

以上です。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 禁止行為第4条のところでお尋ねします。まず、この郷土財エリアをしっかりと守るために、外来種あるいは国内種であっても他から来たものを放流とか、そういうことをしっかりと明文化して入れたほうが、条例の中に入れたほうがいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） いずれそういった、阿部議員がおっしゃるとおり、そういった外来種なんかも危惧されております。いずれ今後そういった、条例はこのとおり禁止というところでは規定していますので、いずれここは専門の有識者の指導を得ながら、こういった外来種の対応についても我々のほうでは対応していきたいというふうに考えています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） すみません、やっぱりここには放流をしては駄目だと、放流も禁止行為ということではっきり明文化したほうが、町民の皆さんに理解させやすいというか、そう思いますので、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） ただいまの議員の質問にお答えいたします。今御指摘いただきましたように、郷土財エリアの内には大槌町における新種のイトヨをはじめ、ミズアオイなど多くの水生植物等が見られます。したがって、その全国的にもそれが有名でありますので、数多くの専門家のためにも、子供たちのためにも、そのエリア内においてそういう文言を、御指摘いただきました文言を入れてまいりたいなど、そう考えております。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） すみません、今御提案いただいた内容でございますが、

条例はあくまでも大きく5項目ですか、繁殖している動植物を損傷し、または汚損することという規定、要は禁止ということでございます。もっと具体的な内容につきましては、条例から基本的に規則等で、もっと具体的にこういうもの、こういうものという規定も当然できますので、基本的には条例から落とし込んだ規則等々で、その規定等を必要であれば定めてまいりたいなというふうに考えておりますし、また条例規則だけで定めても、町民の方が知らないという意味がないでしょうということとは至極当然のことでございますので、そういった部分につきましては、当然広報とかそういったもの等々を活用しながら、町民の方々にもお知らせしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 1点だけ確認させてください。先ほど臼澤議員のほうからの質問にもありましたけれども、保全及び活用に関するこの活用というところで教育長の答弁がございました。この中で、活用策には広く誰でもがそこで学習できる、調査できるというふうな答弁があったかと思えます。ところが、この調査研究する場合に、どうしてもその生息するものを採取して、要は調べないと分からないことってあるはずなんですね。この中では採取を禁止しているわけです。なので、この中では、本来であれば例えば教育長が認める者、または町長が認める者に限って調査研究のためであれば採取することができるか、そういった文言も必要だったのではないのかなというふうに感じているわけです。ただ、先ほどの総務課長からの答弁にもあったように、これに基づいて、7条のほうで規則の中で定めればいいのかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（小松則明君） これも総務課長お願いします。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） ありがとうございます。基本的に、今言ったように条例は基本的な部分の規定をさせていただいておりますので、基本的にもっと具体的な取扱いとか運用とか、そういった部分につきましてはいろいろな、先ほども委員会等の活用という部分もございましたが、そういった意見等々も踏まえながら落とし込みのほうをしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第6号大槌町郷土財活用湧水エリアの設置及び管理に関する条例の制定について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 5 8 分

○

再 開

午後 1 時 1 0 分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

当局から、新型コロナワクチン接種について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長(小笠原純一君) 発言の許可をいただきましてありがとうございます。

大槌町における新型コロナワクチン接種に係る新たな動向につきまして、先に議員の皆様にご報告をさせていただきます。

市町村が実施します65歳以上の住民を対象といたしましたワクチン接種であります。大槌町にありましては来月4月中旬にワクチンが供給されると岩手県より連絡がございました。数量は2箱であり、接種人数は約1,000名が2回接種することが可能な量であります。

しかし、それ以降の供給の予定が、今時点では示されておりませんことから、接種方法につきまして町内の医療機関と検討を重ねてきた結果、4月19日の週から高齢者入所施設及び障害者支援施設に入居されております65歳以上の住民の方への個別接種と、県立大槌病院等において行います75歳以上の住民の方を対象とした集団接種を先行して実施をいたします。

本来であれば、国より示されております予防接種の優先順位に基づき、町内の65歳以上の方全員を対象として接種を行うべきではありますが、現状におきましてはワクチンの供給量が不安定で限定的でありますことから、まずはより重症化リスクの高い方々を優先的に接種すべきであると判断をさせていただいております。

このことから、住民の皆様に対しましては、今月中に当町におけるワクチン接種の実施方法をお知らせをさせていただきますとともに、先行して接種を行う住民の方に対し

ましては個別に御案内をさせていただきます。

町民の皆様には、不安と御不便をおかけいたしますが、町といたしましては可能な限り迅速に、より多くの方にワクチン接種を実施するべく尽力してまいりますので、いましばらくお待ちいただきますようお願いをいたします。

○

日程第10 議案第7号 大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表を御覧願います。

第1条、課室の設置につきましてですが、改正前危機管理室を防災対策課に、保健福祉課及び長寿化を統合し健康福祉課に、コミュニティ総合支援室及び協働地域づくり準備室並びに震災伝承推進室を統合し、協働地域づくり推進課に、また復興推進課及び環境整備課を統合し地域整備課に、それぞれ改正するものであります。

第2条、分掌事務についてでございますが、第1条の課室の改正を踏まえまして、号の繰上げ及び分掌事務の整理を図った改正となっております。

なお、附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日としております。また、当該大槌町課室設置条例の一部改正を受けまして、影響を受ける大槌町国民保護協議会条例、大槌町青少年問題協議会設置条例、大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例、大槌町子ども・子育て会議設置条例及び大槌町都市計画審議会条例について、併せて一部改正を行う規定を設けてございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ちょっと1点ほど私の考えを述べさせていただきたいと思います。

行政というのは生き物ですので、刻々と変わっていくというのは、それはそのときに合った組織体制にするのは本当に賛成です。しかし、組織を動かすのは、やっぱり何とんでもその職員一人一人だと思っています。常日頃、町長は職員の意識改革に努めるということで大変な努力をしておりますが、やはり役場の中で主事、主任、班長、主幹、

課長と、どんどん昇級していくわけですが、主事の方は、もし自分が主任になったら、また主任の方が自分が班長になったらどうしようかということ常々イメージしながら、OJT、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングをしてほしいと思っています。そうじゃないと、幾らその組織改革をやっても、全くその意味が薄れてしまうんじゃないかと思っていますが、この点についてどなたかコメントいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） ありがとうございます。議員おっしゃるとおりで、組織をいじくっても、そこの中に入っている職員が機能しなければ、絵に描いた云々という形だということはごもっともだと思います。基本的に、まず今までも職員研修につきましては、岩手県研修協議会というものが県内町村等が加入している研修部分があるんですが、自治会館のほうに事務局がございますが、そちらのほうで基本的に初任者、主事、または主任、主査、主任主査、課長級というような、それぞれの職に応じた研修というものも当然設けられておりますので、基本的にその研修に計画的に職員を出すという形を強力に推し進めていく必要があるというふうに思っております。

また、今回このコロナ禍ということで、なかなかその研修に行く機会というか、なかなか盛岡等々で、例えばそういった状況になったときになかなか職員を出すというのもちょっと考えなければならないなというふうなものもございました。ですので、併せてインターネット、要はパソコンを使って、要はインターネットで研修が受けられるというような制度というか仕組みも、いろいろ見ていたらございますので、そういった部分もうまく活用して、職員がいつでもどこでもじゃないですが、時間外でも、ましてや土曜日であっても日曜日であっても自分の時間で、例えば研修を受けるような仕組み等々も考えながら、職員の研修を推し進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。やっぱり、常日頃職員一人一人が、自分の仕事は何ですか、私の仕事は何ですかというところを、住民の人たちの顔を思い浮かべて実施していただければと思っています。ぜひそのトレーニング、それは何度やっても前に進みますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第8号 大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第8号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第8号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第8条正規の勤務時間以外の時間における勤務部分に、新たに第3項といたしまして、「前項に規定するもののほか、同項の規定により勤務を命ずることができる時間数その他の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」という規定を新たに追加する改正となっております。

なお、附則でございますが、施行期日は令和3年4月1日としております。

また、補足をさせていただきます。規則のほうに委任する内容について若干補足説明させていただきます。

基本的に、国家公務員人事院規則のほうで改正がされております。これに準じた形で改正を規則のほうで定めることとしてございます。中身でございますが、原則月45時間、年間で360時間の超勤と上限を規定したいと考えております。

なお、そのほかにも他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員ということで、他律的という部分がなかなか言葉ではあれなんですけど、要は法令協議とか予算折衝等に従事するなど、業務量や時期が他律的に決まる比重が高い部署を言うんですよというふうな規定になっておりまして、これに照らすと当課のほうでは基本的には総務、企画財政課部門なのかなというふうに考えてはおります。ただ、そのほかにも、その部署の指定に

あつては国が示しております類型というものがございますので、そこに照らした形で他律的業務の部署を考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

この他律的な業務という部分の超勤の部分でございますが、まず月100時間未満、年720時間以内、2か月から6か月平均80時間以内、月45時間を超えることができるのは年間6か月までという形で、それぞれ一つ一つ独立ではなくて、全てが連動している形でございますので、超勤関係の管理というのが大事になってまいりますので、所属長も含め総務課人事職員係のほうで、この超勤がないように配慮してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、特例業務というものも規定したいと思っております。国のほうでも、大規模な災害への対応など、また重要な法令の立案等、公務の運営上真にやむを得ないと町長が認めるものに従事する場合には、この上限を超えることができるという、国家公務員でも規定されているところでございます。

これらを条例の委任規定を受けまして、規則のほうで制定してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上が補足でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） すみません、ちょっと一つだけ。大変労働時間ということで規定になるわけですが、こういうことに関してやっぱり職員の皆さんの健康あるいはいろんなことが考えられます。そういうことで、職員組合との協議とか適切に行われているとは思いますが、その辺のことについて一つお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議員おっしゃるとおりで、労使関係といえますか職員組合様のほうにも、この上程前に委員長含め書記長はじめ内容説明のほうはさせていただいております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第8号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第12 議案第9号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第9号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 議案第9号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表をお開き願います。

今回の一部改正につきましては、第2条関係の報酬の別表の一部改正となっております。

改正後の区分欄に、新たに大槌町男女共同参画推進委員及び大槌町災害弔慰金等支給審査会委員を追加いたしまして、報酬日額欄にそれぞれ3,000円、2万円と規定するものでございます。

また、改正前の区分欄の社会福祉世話人及び報酬年額欄4万5,300円の規定を削除するものであります。

附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日としております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第9号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第13 議案第10号 大槌町火葬場に関する条例の一部を改正する条例について



て

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第10号大槌町火葬場に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第10号大槌町火葬場に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、現在進めている斎場整備事業完成後の供用開始に合わせ、火葬場を斎場に改める用語の改正と使用料の改定が主な内容であります。

新旧対照表を御覧ください。

初めに、題名を大槌町斎場に関する条例に改めるものであります。

第1条及び第3条は火葬場を斎場に改める用語の改正であります。

第2条は名称及び位置の改正であります。

第4条は使用料の改正であります。

第5条は免除の規定の改正であります。

第6条は使用料は還付しないことを明文化し、そのほか還付することができる特例規定を追加するものであります。これに伴い、次条は繰下げとなります。

繰下げ後の第7条は、火葬場を斎場に改める用語の改正であります。

附則第1項は、施行期日を規則で定めるものとしております。

附則第2項は、施行日前であっても新斎場の使用申請から改正後の使用料を適用する経過措置を定めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町内の火葬料の金額なんですけれども、今までは1,000円台というか、そのぐらいで収めることができたので、受付と同時に支払うことも可能でしたけれども、この深夜に及ぶ支払とかそういうのが出た場合は、ATM等も止まったりしているわけですので、その辺の支払方法等についてはどのように考えているかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） お答えいたします。基本、使用料は前納するという考えでありますので、そのようなことは現在は想定はしておりま

せん。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第10号大槌町火葬場に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第11号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第11号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第11号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、新型インフルエンザ等特別措置法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表を御覧願います。

条例の規定中、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が改正により削除されたため、法改正前の附則第1条の2に規定されていた新型コロナウイルス感染症の定義の条文に改めるものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第11号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第12号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 議案第12号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料の改正をしようとするものであります。

お手元の議案第12号の新旧対照表を御覧ください。

2条の保険料の改正については、令和3年度から5年度までの保険料を次のとおり改正するものです。2条2項につきましては、所得が最も低い段階である第2条第1項第1号の者に対し、さらに軽減を適用した保険料率を定めるものです。

2条第3項につきましては、第2条第1項第2号の者に対して、さらに軽減を適用した保険料率を定めるものです。

2条第4項につきましては、第2条第1項第3号の者に対して、さらに軽減を適用した保険料率を定めるものでございます。

次のページにお進みください。

附則につきましては、施行日を令和3年4月1日とすることと、この条例による保険料率の改正については、令和3年度以降の保険料について適用する旨を定めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この介護の実態も大変苦しいところがあるし、よく分かります。

それで、ここ5年度までの段階的に基金繰入金があるわけですけれども、この年度ごと、トータルでこの基金を3年間の間にこのぐらいを入れてという計算なのか、それとも各年度ここにはこのぐらい、ここにはこのぐらいというそういう設定があるのか、ちょっとその辺分からなかったものと、それから今町内大変厳しい状況であると思います、町民の生活そのものも。そこで、今震災がまだ被災受けてから立ち直っていない状態で、何とかもう少し抑えるような財源の繰入れ等は考えられないものかなと思ってお尋ねし

ます。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えいたします。基金のほうですけれども、今回第8期の3年から5年のうちに繰り入れる金額でございます。

あと、町内の新型コロナの関係もあるんですけれども、被災のところで生活非常に厳しいという現状もあると思うんですけれども、実際に今までお預かりした保険料のほうを、この財源のところに入れながら、あとはここ3年間の期間のうちに実際に計画した歳入と歳出とあるんですけれども、歳出のほうが下回った部分をまた次の基金のほうに入れて、これは保険料としてしか使えませんので、こちらのほうについては次の第9期とか、そちらのほうの財政の中身を見ながら適宜基金のほうは活用していきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 一つだけちょっと。前に保険事業計画書の中の93ページということで、9,680万合計で基金繰入れということになってはいますが、この基金は皆様から集まった、町民から集めたお金を積んできたのをここに使うということになっているんですか。違いますか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 議員のおっしゃるとおりで、これは保険料としてお預かりした分から必要な給付のほうにお支払いするんですが、先ほどもちょっとお話ししましたとおり、当初の第7期の、あとそれ以前の計画の中で、給付のほうがその保険料が上回らなかった分ですね、98%とか97%とかというところで、お預かりした保険料が余ったといえばちょっとあれですけれども、計画よりも下回った分を基金として積み立てておりました、こちらの分については、先ほどの繰返しになりますけれども、保険料として使うということでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。（「議長」の声あり）すみません、進んでおります。

議案第12号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第13号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第13号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。運動施設整備工事（その1）。

2、契約の相手方。宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長、東海林茂美です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。変更前の契約金額10億4,973万円を、1,546万1,600円増額して10億6,519万1,600円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、令和3年2月22日に行っております。

工事場所、上閉伊郡大槌町新町地内。

工事期間、令和2年3月13日より令和3年3月22日までです。

実施理由は、防災集団移転促進事業移転元に整備された、既設の仮設グラウンドを活用することにより、既設設備と移転元地の有効活用を図るとともに、公式競技が可能な施設として整備しようとするものです。

変更理由は、現場条件の変更等を反映した施工数量の確定に伴う請負額の変更を実施するものです。

次のページに対象範囲を明示した施設平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、ちょっと確認させてください。これ増減額、率にして1.4～1.5%なんですけれども、この見積設定の段階で、この公式競技が可能な施設として整備というのは、初めからそういうことで見積りしなかったのでしょうか。途中から考えを変わってこういう状況にしたのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 新町の野球場については、もともと仮設のグラウンドが

整備されておりました。それを公式競技が可能なように本設化した工事ということになっております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 分かりました。途中から変えたという理解、じゃないんですか。（「再整備」の声あり）了解しました。

まず、公式競技が可能となると、かなりその体育協会等と、いろんなところで施設の整備についてはそっちのほうのチェックが必要となると思いますので、今の状況と、それから公式競技ができる番になったときにどのぐらいの維持管理費がアップする、推測でよろしいです、どのぐらいアップするかちょっと御答弁をいただきたいんですが。

○議長（小松則明君） 課長でいいんですか。では復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 施設整備に当たっては、野球協会さんのほうと打合せを何回も行って、施設の仕様とかそういったものについては話し合いを設けて、今回の本設して公式競技が可能な野球場として整備を図ってまいりました。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第13号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第14号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第14号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。運動施設整備工事（その2）。

2、契約の相手方。宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長、東海林茂美です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。変更前の契約金額7億8,672万円を、673万4,200円増額して7億9,345万4,200円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、令和3年2月22日に行っております。

工事場所、上閉伊郡大槌町栄町地内。

工事期間、令和2年3月13日より令和3年3月22日までです。

実施理由は、防災集団移転促進事業移転元に整備された、既設の仮設グラウンドと隣接する場所に整備することにより、既設設備と移転元地の有効活用を図るとともに、公式競技が可能な施設として整備しようとするものです。

変更理由は、現場条件の変更等を反映した施工数量の確定に伴う請負額の変更を実施するものです。

次のページに対象範囲を明示した施設平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 1点だけ確認させてください。このサッカー場には、クラブハウス内にトイレは設置してあるんですが、外には見受けられないように思えるんですが、外側にトイレはあるのかなのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回クラブハウスの中にトイレを整備させていただいております、屋外のほうにはトイレのほうの設備は施工はしておりません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今後、その試合等行われた場合、当然応援に来る家族の方であったり観客の方であったりはするはずなんですね。そういったときに、そのクラブハウス内に自由に入出入りしてトイレが使用できるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 施設利用時には、クラブハウスのほうシャッターでもって開放することができますので、そういった運用方法を考えましたので、あくまでもクラブハウス内のトイレを活用していただくということで考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第14号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第18 議案第15号 財産の処分について

○議長(小松則明君) 日程第18、議案第15号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(藤原 淳君) 議案第15号財産の処分について御説明いたします。

- 1、財産の種類。土地及び建物。
- 2、土地の所在。大槌町小槌第23地割字寺野1番38。
- 3、土地の面積。170.72平方メートル。
- 4、建物の構造。木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。
- 5、建物延べ床面積。77.83平方メートル。
- 6、処分の方法。売払い。
- 7、金額。1,352万7,000円。

契約の相手方は記載のとおりです。

処分の目的は、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅を、東日本大震災復興特別区域法に基づき、譲渡するためでございます。

次ページをお願いいたします。

仮契約締結年月日は令和3年2月1日でございます。

処分する財産の内容は記載のとおりです。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第15号財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第19 議案第16号 財産の処分について

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第16号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第16号財産の処分について。

- 1、財産の種類。土地及び建物。
- 2、土地の所在。大槌町小槌第20地割字三枚堂75番11。
- 3、土地の面積。165.03平方メートル。
- 4、建物の構造。木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。
- 5、建物延べ床面積。77.83平方メートル。
- 6、処分の方法。売払い。
- 7、金額。1,341万7,000円。

契約の相手方は記載のとおりでございます。

処分の目的は、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅を、東日本大震災復興特別区域法に基づき、譲渡するためでございます。

次ページをお願いいたします。

仮契約締結年月日は令和3年2月1日。

処分する財産の内訳は記載のとおりでございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この2件の災害公営住宅の戸建ての部分払い下げということ  
で、いいことだと思います。そこで、以前も私聞いたんですが、今の段階では、まず  
購入する方に対しては加算金等の支援があったかと思うんですが、その部分どうでした  
か確認させてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 現在におきましては、国からの被災者生活支援金  
200万円、複数世帯の場合ですけれども、それから県から被災者住宅再建支援事業費補  
助金100万円、これも複数世帯ですけれども、これが払下げに当たって交付されます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。この国・県から合計で、家族が多い場合はまず  
300万円ということになります。この三枚堂の20地割の部分に関しては、この団地では

第1号になるんじゃないかなと思います。5年たつと、この払下げが可能になるわけですが、じゃあこの国の200万、県の100万、これが第3号、第5号まで続くのかなというところがまず気になるわけですが、その部分の見通しがお持ちであれば聞かせてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） この生活支援金については今年度で終わりということになっております。それで、新年度のほうに予算計上しておりますけれども、これから払い下げる戸建ての住宅については、町のほうで不公平にならないように同額を交付するように、要綱についてはまだ定めてございませんが、やっていく予定でございます。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第16号財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第17号 町道の路線認定及び廃止について

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第17号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） それでは、別紙をお開きください。

新たに認定する路線。筋山線をはじめとする22路線です。新旧別は、震災後新たに認定する路線ですので、22の路線全て新になります。

全部廃止する路線。筋山線をはじめとする40路線です。新旧別の旧は震災前に認定されていた路線、新は震災後新たに認定した路線で廃止する路線でございます。

認定路線図6枚と廃止路線図5枚を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第17号町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第18号 債権の放棄に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第18号債権の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 議案第18号債権の放棄に関し議決を求めることについて御説明いたします。

本議案につきましては、町補助金の交付をした後、交付要件の欠格に伴いこれを取り消し、返還を請求しているものに対する債権の放棄について、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものでございます。

放棄する債権の内容及び額につきましては、大槌町被災者住宅再建支援事業補助金75万円、大槌町被災者中古住宅購入支援事業補助金50万円。

相手方となる債務者につきましては、議案記載のとおり。

債権放棄の理由につきましては、盛岡地方裁判所花巻支部が、上記債務者の破産手続の廃止及び免責の許可を決定し、債権を回収することができる見込みがなくなったためであります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第18号債権の放棄に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第22 議案第19号 令和2年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定める  
ことについて

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第19号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第19号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

1 款町税 1 項町民税、補正額2,111万7,000円の減は、個人町民税の今年度実績見込みによる減であります。

2 項固定資産税、補正額1,355万4,000円の増は、今年度実績見込みによる増であります。

3 項軽自動車税、補正額309万1,000円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

4 項町たばこ税、補正額5,997万円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税、補正額115万8,000円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

2 項自動車重量譲与税、補正額293万3,000円の増は、今年度実績見込みによる増であります。

3 款 1 項利子割交付金、補正額56万1,000円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

4 款 1 項配当割交付金、補正額61万3,000円の増は、今年度実績見込みによるものであります。

6 款 1 項法人事業税交付金、補正額31万6,000円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

7 款 1 項地方消費税交付金、補正額3,252万3,000円の増は、今年度実績見込みによる増であります。

9款1項地方特例交付金、補正額914万7,000円の増は、実績確定による増であります。

10款1項地方交付税、補正額10億6,993万1,000円の減は、普通地方交付税は実績確定により1億5,475万3,000円の増、震災復興特別交付税は過去分事業費精算により12億2,468万4,000円の減であります。

11款1項交通安全対策特別交付金、補正額23万1,000円の減は、今年度実績見込みによる減であります。

13款使用料及び手数料2項手数料、補正額37万円の減は、税務事務手数料の今年度実績見込みによる減であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額2,079万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金等による増であります。

2ページをお開きください。

2項国庫補助金、補正額2,905万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による増であります。

15款県支出金1項県負担金、補正額3,361万2,000円の減は、災害救助費負担金等の減であります。

2項県補助金、補正額5,882万1,000円の減は、被災者住宅再建支援事業補助金等の減であります。

17款寄附金1項寄附金、補正額113万6,000円の増は、おおつち復興寄附金等の増であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額27億2,591万3,000円の増、財政調整基金及びふるさとづくり基金においては、前年度繰越金を財源とする振替処理による減、また東日本大震災復興交付金基金繰入金は、復興事業の精算に伴い返還金が生じることから39億3,233万9,000円を増額しております。

19款繰越金1項繰越金、補正額20億655万2,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

21款町債1項町債、補正額3,738万9,000円の減は、斎場整備事業債等の減であります。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費1項総務管理費、補正額2億850万9,000円の増は、財政調整基金積立金等であります。

7 項地方創生費、補正額1,124万1,000円の減は、赤浜地区実証棟建設工事に係る増額変更等によるものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額1,277万3,000円の減は、国民健康保険特別会計繰出金等各種事業の今年度の実績見込みに伴う減であります。

2 項児童福祉費、補正額9,828万8,000円の減は、民間保育所等運営事業における施設等利用給付費等の今年度の実績見込み伴う減であります。

3 項災害救助費、補正額250万円の減は、東北地方太平洋沖地震災害障害見舞金の減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額3,719万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料等による増であります。

2 項清掃費、補正額1,970万5,000円の減は、リサイクルセンターストックヤード建設工事等の減等であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額297万4,000円の減は、国土調査事業における測量及び地籍図作成業務委託料等の減であります。

2 項林業費、補正額33万円の増は、緊急自然災害防止対策工事、林道風月線等の事業費の変更に伴う増であります。

3 項水産業費、補正額2,093万円の減は、県営水産基盤整備工事の負担金等の減であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額1,083万1,000円の減は、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金事業等の実績による減であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額2,230万円の増は、道路除排雪業務委託料等の増であります。

4 項都市計画費、補正額5,024万3,000円の増は、今年度の実績見込みに伴う下水道事業特別会計負担金であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額107万2,000円の減は、新型コロナウイルス感染症対策避難所対策における事業費の実績に伴う減であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額148万6,000円の増は、派遣指導主事給与負担金等であります。

2 項小学校費、補正額261万1,000円の減は、子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の実績見込みに伴う減であります。

3 項中学校費、補正額400万5,000円の減は、放課後等学習支援活動事業委託料等の実績見込みによる減であります。

4 項義務教育学校費、補正額295万6,000円の減は、通学バス運行業務委託料等の今年度実績見込みによるものであります。

4 ページをお開きください。

5 項社会教育費、補正額116万1,000円の増は、各種事業費の実績及び地区集会所3か所に空調設備を設置するための工事費等による増であります。

6 項保健体育費、補正額10万3,000円の増は、体育施設の備品購入費等による増であります。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、補正額187万5,000円の増は、巖岩橋の実績設計変更に伴う業務委託料であります。

12 款 1 項公債費、補正額2,285万8,000円の減は、町債元金及び利子償還金の実績に伴う減であります。

13 款諸支出金 2 項災害援護資金貸付金、補正額1,750万円の減は、今年度の実績がないことから減額とするものであります。

15 款復興費 1 項復興総務費、補正額39億8,863万5,000円の増は、復興交付金事業の精査に伴う復興交付金返還金であります。

2 項復興推進費、補正額971万2,000円の減は、野球場、サッカー場、郷土財活用エリア整備に係る不動産登記業務委託料等の減であります。

6 項復興土木費、補正額 1 億5,810万円の増は、浪板幹線道路整備工事、臼澤人道橋整備工事等であります。

7 項復興都市計画費、補正額3,500万円の減は、安渡地区津波復興拠点整備事業の実績に伴う減であります。

8 項復興用地建築費、補正額 1 億5,900万円の減は、防災集団移転促進事業に伴う用地買収費及び物件補償費の事業費見込みに伴う減であります。

11 項復興社会教育費、補正額2,076万8,000円の減は、埋蔵文化財発掘調査事業の事業費見込みに伴う減であります。

12 項復興支援費、補正額 4 億8,285万1,000円の減は、被災者住宅再建支援事業補助金等の事業費見込みに伴う減であります。

5 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。追加。

款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。款及び項が同一な場合は、款名及び項名の読み上げを省略いたします。

2款総務費1項総務管理費、議場設備更新事業3,633万円。

3款民生費2項児童福祉費、保育対策総合支援事業332万1,000円。

4款衛生費1項保健衛生費、大槌町保健センター備品等整備事業208万1,000円。斎場整備事業2億4,116万2000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業9,637万6,000円。

6款農林水産業費1項農業費、岩手県産地パワーアップ事業247万5,000円。

7款商工費1項商工費、大槌町にぎわい回復支援事業50万円。

8款土木費2項道路橋梁費、道路橋梁維持管理費3,604万6,000円。道路メンテナンス事業1,019万8,000円。社会資本整備総合交付金事業（通常）5,820万円。小鉦線道路改良事業1,593万8,000円。道路改良事業488万6,000円。

9款消防費1項消防費、消火栓設置工事負担金110万円。

6ページをお願いいたします。

10款教育費2項小学校費、外国語特別指導助手派遣事業57万3,000円。学校保健特別対策事業80万円。

3項中学校費、学校保健特別対策事業80万円。

4項義務教育学校費、学校保健特別対策事業200万円。

5項社会教育費、地区集会所空調設備設置事業2,368万9,000円。

6項保健体育費、城山公園体育館換気設備設置事業639万7,000円。

15款復興費6項復興土木費、町道交付金事業6,000万円。復興整備事業（効果促進）9,810万円。

7項復興都市計画費、安渡地区津波復興拠点事業600万円。

12項復興支援費、被災事業者支援事業138万1,000円。

7ページをお願いいたします。

繰越明許費。変更です。

款、項、事業名及び補正前金額、補正後金額の順に読み上げます。

2款総務費7項地方創生費、赤浜地区実証棟整備事業、9,000万円、1億370万円。

10款教育費3項中学校費、吉里吉里学園空調設備設置事業、3,859万2,000円、3,555万6,000円。



6 項保健体育費、運動施設備品等整備事業、2,537万8,000円、2,651万7,000円。

8 ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様のため省略いたします。

減収補填債1,751万1,000円。

9 ページをお願いいたします。

変更です。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

携帯電話等エリア整備事業、1,110万円、1,430万円。

災害援護資金貸付事業、1,750万円、ゼロ円。

斎場整備事業、4億9,420万円、4億4,770万円。

緊急自然災害防止対策事業（林業施設）、4,900万円、4,930万円。

地方創生6次化開発推進施設整備事業、1億800万円、1億2,170万円。

海水浴場関連施設整備事業、1,000万円、330万円。

10ページをお願いします。

道路橋梁整備事業、7,570万円、6,750万円。

安渡北側幹線道路法面補修事業、4,500万円、5,180万円。

以上、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億5,484万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億8,035万3,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 2時25分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時13分

○

再 開

午後2時25分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

質疑に入ります。5ページをお開きください。

第2表繰越明許費、追加。

6ページに続きます。進行いたします。

7 ページ。変更。進行いたします。

8 ページ。第3表地方債補正、追加。進行いたします。

9 ページ。変更。進行いたします。

10ページ。進行いたします。

13ページをお開きください。

歳入。

1 款町税 1 項町民税。進行いたします。

2 項固定資産税。進行いたします。

3 項軽自動車税。進行いたします。

4 項町たばこ税。進行いたします。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税。進行いたします。

2 項自動車重量譲与税。進行いたします。

14ページ。3 款利子割交付金 1 項利子割交付金。進行いたします。

4 款配当割交付金 1 項配当割交付金。進行いたします。

6 款法人事業税交付金 1 項法人事業税交付金。進行いたします。

7 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金。進行いたします。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金。

10款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

11款交通安全対策特別交付金 1 項交通安全対策特別交付金。進行いたします。

13款使用料及び手数料 2 項手数料。進行いたします。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。進行いたします。

16ページに入ります。15款県支出金。菊池忠彦君。

○1 番（菊池忠彦君） 民生費国庫補助金、まだ行ってない。大丈夫ですよ、16ページ。

児童福祉費補助金のところで、子ども・子育て支援交付金のところで伺います。これ、交付の目的が保育の担い手となる保育人材の確保、それから待機児童の解消を図るとともに子供を安心して育てることができる環境整備を行うことを目的にするとあります。それで、この補助金を使って待機児童の解消を図るために保育士を育てるのか、それとも単純に保育士が足りてないから補助金を使って保育士を育てるのか、これお伺いします。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。議員の御質問に関しましては、両方でございます。まず、一つといたしましては、保育士、保育の環境に対します人材不足はやはり全国的な問題となっておりますので、まず保育士、保育園に入所、働いていただける保育士さんに関しての賃金の底上げの対策を行っているのが一つ。あとは、こちらのほうに赴任されるに要する引っ越しの費用に対する助成金。あとは、保育園を運営をする法人が保育士のために宿舍を借り上げた場合に対する助成金を、これを充てているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。それで、もう1点お聞きしたいのが、この補助金を使って保育士を育てることで、これが即戦力になり得るのかどうかお伺いします。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。保育園等においては、保育士という資格があることが大前提であるんですが、やはりこのとおり人材不足の状況でもありますので、保育士の資格を有さない場合でも保育士補助という形で現場のほうでお手伝いをしていただくというのがございます。その中で、保育士の資格を得る際には、勉強もさることながら実技も資格取得に必須となっておりますので、そういった現場の実習をその保育業務のほうの仕事に携わりながら経験を積むということも一つとしてはございますし、これとは別に、町単独で釜石のほうで企画しております保育士さんのスキルアップ研修等に関するその旅費等の助成も行っているところでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

15款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金。進行いたします。

18ページ。17款寄附金1項寄附金。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

21款町債1項町債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。20ページ。

2款総務費1項総務管理費。進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。

22ページに入ります。

2項児童福祉費。進行いたします。

3項災害救助費。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

24ページに入ります。

2項清掃費。進行いたします。

25ページ。6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

26ページに入ります。

7款商工費1項商工費。進行いたします。

8款土木費2項道路橋梁費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。

28ページに入ります。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

29ページ。5項社会教育費。進行いたします。

30ページに入ります。

6項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費。進行いたします。

12款公債費1項公債費。進行いたします。

13款諸支出金2項災害援護資金貸付金。進行いたします。

31ページ。15款復興費1項復興総務費。進行いたします。

2項復興推進費。進行いたします。

6項復興土木費。進行いたします。

7項復興都市計画費。進行いたします。

32ページに入ります。

8項復興用地建築費。進行いたします。

11項復興社会教育費。進行いたします。

33ページ。12項復興支援費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第19号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第20号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第23、議案第20号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第20号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについて御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

5款県支出金2項県補助金、補正額1億1,356万8,000万円の減は、今年度実績見込みによる普通交付金及び特別交付金の減額によるものであります。

8款繰入金1項他会計繰入金、補正額166万5,000円の減は、保険基盤安定負担金繰入金及び保険財政安定化支援事業繰入金の確定に伴うものであります。

9款繰越金1項繰越金、補正額1億893万3,000円の増は、前年度繰越金であります。

10款諸収入3項雑入、補正額1,564万2,000円の増は、一般被保険者返納金の今年度実

績見込みであります。

2ページをお開きください。

2款保険給付費1項療養諸費、補正額934万2,000円の増は、今年度実績見込みに伴う療養給付費の増額であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ934万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を16億9,233万8,000円とする補正になります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行します。

6ページ。歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第20号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第21号 令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第24、議案第21号令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 議案第21号令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて御説明いたします。

1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1款保険料1項介護保険料、補正額42万1,000円の増は、第1号通所型事業負担金の

増による保険料の増であります。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額45万8,000円の増は、第1号通所型事業負担金の増による補助金の増であります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金、補正額49万5,000円の増は、第1号通所型事業負担金の増による交付金の増であります。

5 款県支出金 3 項県補助金、補正額22万9,000円の増は、第1号通所型事業負担金の増による交付金の増であります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、補正額23万1,000円の増は、第1号通所型事業負担金の増による一般会計繰入金の増であります。

2 ページをお開きください。

歳出。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額183万4,000円の増は、第1号通所型事業負担金の増によるものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,616万3,000円とするものです。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。5 ページ、6 ページ一括します。進行いたします。

7 ページ。歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第21号令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第25 議案第22号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第25、議案第22号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第22号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めることについて御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

5款繰入金1項一般会計繰入金、補正額119万4,000円の増は、保険基盤安定負担金繰入金確定によるものであります。

2ページをお開きください。

歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額119万4,000円の増は、保険基盤安定負担金の増額によるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119万4,000円を増額し、歳入歳出予算総額を1億3,285万2,000円とするものです。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6ページ。歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第22号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第26 議案第23号 令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第26、議案23号令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 議案23号令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条、令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。また、第3条本文を「営業費用中配水費の工事請負費4,674万7,000円の財源にあてるため、企業債200万円を借り入れる」に改める。

収入。

第1款水道事業収益、補正予定額4,854万円の減。計4億602万4,000円。

第2項営業外収益、補正予定額4,854万円の減は、工事請負費の減による国庫補助金等の減額であります。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額5,608万7,000円の減。計4億3,686万6,000円。

第1項営業費用、補正予定額5,608万7,000円の減は、水道施設撤去に係る工事請負費の減額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億542万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額761万5,000円、当年度分損益勘定留保資金7,699万5,000円及び過年度内部留保資金2,081万8,000円で補てんするものとする」に改める。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額2,731万1,000円の減、計8,543万4,000円。

第1項企業債、補正予定額2,630万円の減は、工事請負費等の減額によるものであり

ます。

第2項補助金、補正予定額101万1,000円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額2,116万円の減、計1億9,086万2,000円。

第1項建設改良費、補正予定額2,056万円の減は、配水設備改良費の工事請負費の減額であります。

第4項繰出金、補正予定額60万円の減は、小槌橋橋梁添架に係る負担金の減額であります。

第4条、予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的。配水施設整備事業、限度額、補正前7,010万円、補正後2,400万円。公営企業災害復旧事業、限度額、補正前2,540万円、補正後3,860万円。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様ですので省略させていただきます。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額3,818万8,000円を3,592万5,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページをお開きください。

第4条、企業債。進行いたします。

5ページをお開きください。

令和2年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。5ページ、6ページ一括します。進行いたします。

7ページ。令和2年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。7ページ、8ページ一括します。進行いたします。

9ページ。令和2年度大槌町水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行いたします。

10ページ。負債の部。進行いたします。

11ページ。資本の部。進行いたします。

12ページ。収益的収入及び支出。

1款水道事業収益2項営業外収益。進行いたします。

13ページ。支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用。進行いたします。

14ページ。資本的収入及び支出。

収入。一括します。進行いたします。

15ページ。支出、一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第23号令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第27 議案第24号 令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第27、議案第24号令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 議案第24号令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条、令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、補正予定額4,412万2,000円の減。計7億9,780万2,000円。

第1項営業収益、補正予定額3,075万1,000円の増は、雨水処理負担金の増額によるものであります。

第2項営業外収益、補正予定額7,487万3,000円の減は、東日本大震災復興交付金工事請負費の減による国庫補助金等の減額であります。

第2款、漁業集落排水事業収益、補正予定額332万3,000円の減。計2億4,286万8,000円。

第1項営業収益、補正予定額1,045万2,000円の増は、雨水処理負担金の増額によるものであります。

第2項営業外収益、補正予定額1,377万5,000円の減は、分流式下水道等に要する経費の減額であります。

支出。

第1款公共下水道事業費用、補正予定額7,574万7,000円の減。計8億1,341万9,000円。

第1項営業費用、補正予定額7,574万7,000円の減は、固定資産除却による資産減耗費等の減額であります。

第2款漁業集落排水事業費用、補正予定額1,519万4,000円の減。計2億6,519万円。

第1項営業費用、補正予定額1,519万4,000円の減は、固定資産除却による資産減耗費等の減額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,774万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする」に改める。収入。

第1款公共下水道事業資本的収入、補正予定額306万6,000円の増、計2億7,781万5,000円。

第3項出資金、補正予定額2,900万円の減は、減価償却費に充当される一般会計繰入金が増加したことに伴い、補填財源が確保されたことに伴う減額であります。

第4項負担金、補正予定額3,206万6,000円の増は、雨水処理負担金の増額によるものであります。

第2款漁業集落排水事業資本的収入、補正予定額266万6,000円の減、計8,353万4,000円。

第2項補助金、補正予定額284万6,000円の減は、事業費精査による収支不足補填分の減額によるものであります。

第3項出資金、補正予定額700万円の減は、減価償却費に充当される一般会計繰入金

が増加したことに伴い、補填財源が確保されたことに伴う減額であります。

第7項負担金、補正予定額718万円の増は、雨水処理負担金の増額によるものであります。

第4条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額6,007万2,000円を4,840万9,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

6ページをお開きください。

令和2年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。6ページ、7ページ一括します。進行いたします。

8ページ。令和2年度大槌町下水道事業予定損益計算書。8ページ、9ページ一括します。進行いたします。

10ページに入ります。

令和2年度大槌町下水道事業開始貸借対照表、資産の部。進行いたします。

11ページ。負債の部。

12ページ。資本の部。

13ページに入ります。

令和2年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行いたします。

14ページ。負債の部。

15ページに入ります。資本の部。

17ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

収入。

1款公共下水道事業収益1項営業収益。進行いたします。

2項営業外収益。進行いたします。

18ページ。2款漁業集落排水事業収益1項営業収益。進行いたします。

2項営業外収益。進行いたします。

19ページに移ります。

支出。

1款公共下水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

2 款漁業集落排水事業費用 1 項営業費用。進行いたします。

20ページ、資本的収入及び支出。

収入。

1 款公共下水道事業資本的収入 3 項出資金。進行いたします。

4 項負担金。

21ページをお開きください。

2 款漁業集落排水事業資本的収入 2 項補助金。進行いたします。

3 項出資金。進行いたします。

7 項負担金。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第24号令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第28 議案第25号 令和3年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第29 議案第26号 令和3年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第30 議案第27号 令和3年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第31 議案第28号 令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第32 議案第29号 令和3年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第33 議案第30号 令和3年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第28、議案第25号令和3年度大槌町一般会計予算を定めるこ

とについてから、日程第33、議案第30号令和3年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、予算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算6件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、予算6件の審査については、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会とすることと決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の臼澤良一君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後3時06分